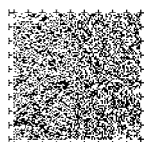


(別表)

長期計画・福祉計画関連成果目標

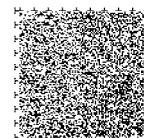
	成果目標	実績	目標
第1節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	障害者差別解消法に基づく職員対応要領を策定している市町村数	57市町村(令和元年度)	60市町村(令和5年度)
	障がい者差別解消支援地域協議会を設置している市町村数	39市町村(令和元年度)	60市町村(令和8年度)
第2節 安全・安心な生活基盤の整備	障がいのある人等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数	1,735戸(令和元年度)	7,000戸(令和5年度)
	一定の旅客施設のバリアフリー化率(i) ①段差の解消 ②視覚障がい者誘導用ブロックの整備 ③障がい者対応型便所の設置	①93.2% ②85.7% ③69.3% (平成30年度)	①100% ②100% ③100% (令和7年度)
	都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 ①園路及び広場 ②駐車場 ③便所	①48% ②40% ③22% (平成30年度)	①60% ②60% ③45% (令和5年度)
	主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100%(令和元年度)	100%(令和5年度)
第3節 情報化の促進と意思疎通支援の充実	情報バリアフリーに関するJIS規格に準拠した県のウェブサイト数	5サイト(令和元年度)	25サイト(令和3年度)
第4節 防災、防犯、消費者保護の推進	聴覚・言語機能に障がいのある人がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合	87%(令和2年度)	100%(令和3年度)
	消費者安全確保地域協議会を設置している人口5万人以上の市町村の数	11市町(令和元年度)	20市町(令和5年度)
第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①施設入所者数 ②地域生活への移行者数	①6,586人 ②129人 (令和元年度)	①6,480人(令和元年度) ②396人 (令和3年度～5年度の合計)
	福祉施設から一般就労への移行等 ①年間一般就労移行者数 ②就労移行支援事業による年間一般就労移行者数 ③就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数 ④就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数 ⑤就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合 ⑥就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	①1,027人 ②726人 ③173人 ④100人 ⑤— ⑥— (令和元年度)	①1,305人 ②944人 ③218人 ④123人 ⑤70% ⑥70% (令和5年度)
第6節 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実	こども療育センター新光園における医療的ケア児の受入体制の整備	—	20床の受入可能体制を構築する(令和5年度)
	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ①入院後3か月時点の退院率 ②入院後6か月時点の退院率 ③入院後1年時点の退院率 ④在院期間が1年以上の長期入院患者数 ⑤精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	①59%(平成29年度) ②77%(平成29年度) ③86%(平成29年度) ④10,284人(令和元年度) ⑤306日(平成28年度)	①69%(令和5年度) ②86%(令和5年度) ③92%(令和5年度) ④9,489人(令和5年度) ⑤316日(令和5年度)
	難病相談支援センターにおける相談件数	2,756件(令和元年度)	8,100件 (令和3年度～5年度の合計)



	成果目標	実績	目標
第7節 行政等における配慮の充実	選挙において「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版を配布	点字版：配布あり 音声版：配布あり (令和元年度)	点字版：配布あり 音声版：配布あり (令和4年度)
	選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	投票所：100% 期日前投票所：97.1% (令和元年度)	投票所：100% 期日前投票所：100% (令和4年度)
第8節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	684人(令和元年度)	864人(令和5年度)
	障害者職業能力開発校の修了者における就職率	70.7%(令和元年度)	70.0%以上の維持(令和4年度)
	障がいのある人の委託訓練修了者における就職率	56.6%(令和元年度)	55.0%以上の維持(令和4年度)
	ジョブコーチによる支援の終了者のうち精神障がいのある人、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人の職場定着率	88.6%(令和元年度)	85.0%以上の維持(令和4年度)
	43.5人以上規模の企業で雇用される障がいのある人の数	17,842人(令和元年度) ※45.5人以上規模の企業で雇用される障がいのある人の数	19,400人(令和5年度)
	公的機関の障がい者雇用率 ①知事部局 ②教育委員会 ③県警本部	①3.27% ②1.90% ③2.99% (令和元年度)	①3.27% ②2.50% ③2.60% (令和6年度)
	就労継続支援B型事業所で働く障がいのある人の平均収入月額	14,215円 (令和元年度)	20,000円以上(令和5年度)
第9節 教育の充実	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	99.1%(令和元年度)	おおむね100%(令和8年度)
	幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	97.9%(令和元年度)	おおむね100%(令和8年度)
	幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	98.3%(令和元年度)	おおむね100%(令和8年度)
	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組(ii)を全て行っている幼・小・中・高等学校等の割合	85.1%(平成30年度)	おおむね100%(令和8年度)
	センター的機能を主として担当する校務分掌・組織(例：「地域支援部」等)を設けている県立特別支援学校の割合	100%(令和元年度)	100%(令和8年度)
第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興	障がいのある県民(成人)の週1回以上のスポーツ実施率	34.1%(平成29年度)	50%程度(令和5年度)

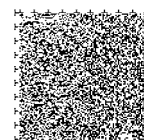
(i)1日当たりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合

(ii)校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成、個別の指導計画・個別の教育支援計画への合理的配慮の明記及び教師の専門性向上



資料

- 資料 1 障害者基本法（抄）
- 資料 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
- 資料 3 児童福祉法（抄）
- 資料 4 福岡県障がい者施策審議会条例
- 資料 5 福岡県障がい者施策審議会委員名簿
- 資料 6 福岡県障がい者施策推進本部設置要綱
- 資料 7 福岡県障がい者施策推進体制組織図
- 資料 8 障害者総合支援法の対象疾病一覧
- 資料 9 市町村虐待防止センター連絡先一覧
- 資料 10 用語解説



資料1 障害者基本法（抄）

（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

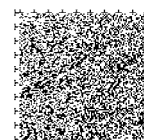
9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（都道府県等における合議制の機関）

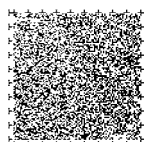
第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要



- な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。



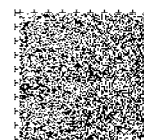
資料2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

（都道府県障害福祉計画）

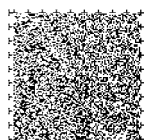
第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 5 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



- 6 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 7 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 9 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

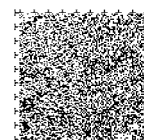


資料3 児童福祉法（抄）

（昭和二十二年法律第百六十四号）

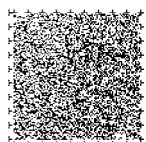
第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
 - 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ③ 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑤ 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑥ 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑦ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。



- ⑧ 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。



資料4 福岡県障がい者施策審議会条例

平成7年7月19日 福岡県条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、福岡県障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 障がいのある人
- (4) 障がいのある人の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉労働部障がい福祉課において処理する。



(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第22号)

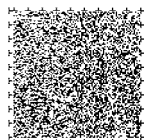
この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する政令で定める日から施行する。

(定める日=平成24年5月21日)

附 則 (平成29年条例第11号) 抄

(施行期日)

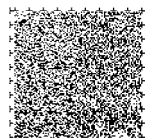
第1条 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第3章第4節及び第4章の規定並びに附則第3条中福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和28年福岡県条例第66号)第6条第1項第1号の改正規定、附則第8条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和32年福岡県条例第66号)第2条の表障害者更生相談所の項の改正規定(「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。)並びに附則第12条(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)第14条第2項の表の改正規定及び第15条第2項の表の改正規定に限る。)、附則第17条(福岡県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和55年福岡県条例第27号)の題名の改正規定及び第1条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める部分に限る。)、附則第22条(福岡県障害者施策審議会条例(平成7年福岡県条例第26号)第2条第2項第3号及び第4号の改正規定を除く。)及び附則第25条の規定は、平成29年4月1日から施行する。



資料5 福岡県障がい者施策審議会委員名簿

(任期：R1.9.5～R3.9.4) ※順不同

選任区分	氏名	役職等
学 識 経 験 者	仁戸田 元氣	福岡県議会 厚生労働環境委員会 委員
	永吉 美砂子	福岡県障がい者リハビリテーションセンター センター長
	森田 正治	国際医療福祉大学 教授
	門田 光司	久留米大学 教授
障 が い の あ る 人	金子 勇人	公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会 事務局長
	山本 知恵子	福岡県難病団体連絡会 事務局長
	平田 勝政	公益財団法人 福岡県身体障害者福祉協会 理事長
	横山 利恵子	公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会 会長
	伊野 憲治	福岡県自閉症協会 会長
	中川 修一	NPO法人 福岡・翼の会 理事長
	池田 精治	社会福祉法人福岡県盲人協会 会長
	大澤 五恵	社会福祉法人福岡県聴覚障害者協会 理事長
	宇野 久美子	福岡県重症心身障害児（者）を守る会 副会長
	宗 祥子	福岡県特別支援学校PTA連合会 会長
参 加 に 関 す る 事 業 に 従 事 す る 者	高橋 敬	社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 常務理事
	白石 小夜子	柳川市民生委員児童委員協議会 会長
	中島 香織	福岡県身体障害者施設協議会 役員
	末原 浩之	福岡県知的障がい者福祉協会 副会長
	那須 利久	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡障害者職業センター 所長
	中園 りえ子	福岡県ホームヘルパー連絡会 会長
の 職 員 関 係 行 政 機 関	金子 健次	福岡県市長会 副会長（柳川市長）
	美浦 喜明	福岡県町村会 理事（水巻町長）
	牛島 大典	福岡県特別支援学校校長協会 （福岡高等学園 校長）



資料6 福岡県障がい者施策推進本部設置要綱

令和2年4月1日改正

(設置)

第1条 障がいのある人に関する総合的な施策の推進について、関係各部等の相互の密接な連携を確保し、その円滑かつ効果的な推進を図るため、福岡県障がい者施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について協議調整を行う。

- (1) 障がいのある人に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進に関すること。
- (2) 障がい者施策等に関する長期計画の策定及びその施策の実施に関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は知事が指定する副知事、教育長及び警察本部長を、本部員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部の業務を円滑に処理するため、福岡県障がい者施策推進幹事課会議(以下「幹事課会議」という。)を置く。
- 4 幹事課会議は、幹事長及び幹事で組織する。
- 5 幹事長は福祉労働部長が指定する福祉労働部次長を、幹事は別表2に掲げる幹事課の長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

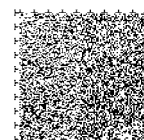
第5条 本部の会議は本部長が、幹事課会議は幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉労働部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は本部長が、幹事課会議の運営について必要な事項は幹事長が別に定める。



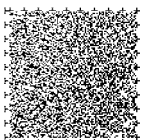
別表1 (第3条関係)

総務部長 保健医療介護部長 商工部長 建築都市部長	企画・地域振興部長 福祉労働部長 農林水産部長	人づくり・県民生活部長 環境部長 県土整備部長
------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

別表2 (第3条関係)

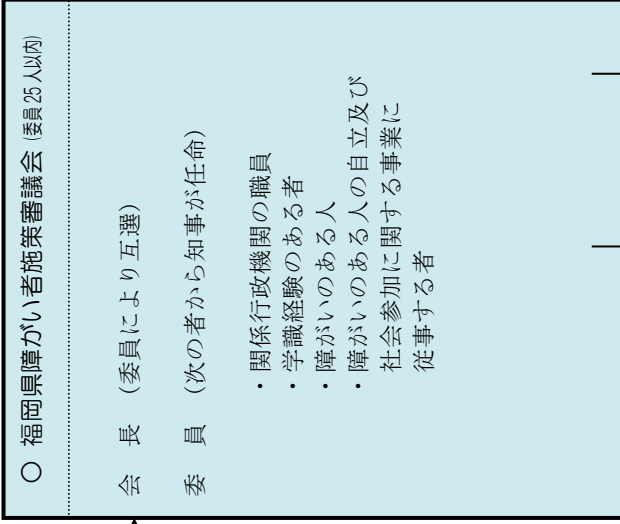
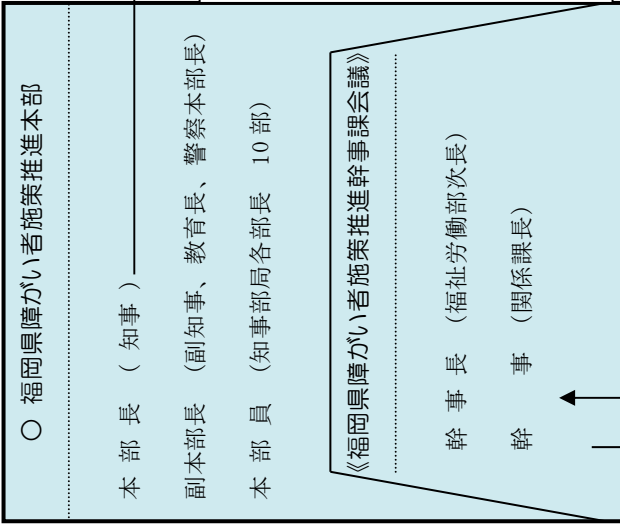
総務部	行政経営企画課 県民情報広報課	人事課 防災企画課	税務課 消防防災指導課
企画・地域振興部	広域地域振興課	情報政策課	交通政策課
人づくり・県民生活部	社会活動推進課 政策課	文化振興課 私学振興課	生活安全課 スポーツ振興課
保健医療介護部	●健康増進課 がん感染症疾病対策課 高齢者地域包括ケア推進課	●こころの健康づくり推進室 医療指導課	
福祉労働部	●福祉総務課 ●障がい福祉課 ●新雇用開発課 調整課	子育て支援課 保護・援護課 職業能力開発課	●児童家庭課 労働政策課
環境部	自然環境課		
商工部	中小企業技術振興課		
農林水産部	農林水産政策課		
県土整備部	●道路維持課	道路建設課	砂防課
建築都市部	●都市計画課 ●住宅計画課	●建築指導課 県営住宅課	公園街路課 営繕設備課
教育庁 教育総務部 教育振興部	●総務企画課 ●特別支援教育課	施設課 社会教育課	
警察本部 総務部	●総務課		

●は、福岡県障がい者施策推進幹事課会議代表幹事課



福岡県障がい者施策推進体制組織図

- (県行政)
- 1 設置目的
障がいのある人に関する施策の総合的な推進
 - 2 役割(所管事項)
(1) 総合的な行政施策の企画調整・推進
(2) 長期計画の策定・進行管理
(3) その他必要事項



(附属機関)

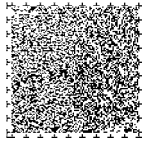
- 1 設置目的
障がい者施策等に関する必要な事項の調査審議
- 2 役割(所管事項)
(1) 総合的・計画的な施策の推進に必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視(長期計画の進行管理等)
(2) 施策推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

調査審議結果を基にした
検討・施策の推進

- ※ 各種障がい者団体等のニーズの把握
- ※ 代表幹事等による作業チームの編成 (9課1室)

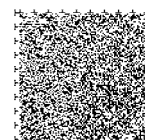
事務局：福岡県福祉労働部障がい福祉課

- ※平成7年7月19日 県障害者施策推進協議会条例 公布・施行
- 平成24年5月21日 県障害者施策審議会条例 施行
- ※昭和57年4月1日 県障害者施策推進本部設置要綱 施行
- 平成5年12月20日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成8年4月5日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成10年4月1日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成12年4月3日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成16年4月1日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成18年4月1日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成20年4月1日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成25年8月20日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成26年10月9日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成27年5月28日 県障害者施策推進本部設置要綱 一部改正
- 平成29年4月1日 県障がい者施策推進本部設置要綱 一部改正

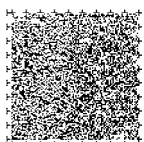


資料8 障害者総合支援法の対象疾病一覧 (R1. 7. 1～)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカレディ症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	127	鰓耳腎症候群
2	アイザックス症候群	65	ギャロウェイ・モワト症候群	128	再生不良性貧血
3	IgA腎症	66	急性壊死性脳症	129	サイトメガロウィルス角膜炎
4	IgG4関連疾患	67	急性網膜壊死	130	再発性多発軟骨炎
5	亜急性硬化性全脳炎	68	球脊髄性筋萎縮症	131	左心低形成症候群
6	アジソン病	69	急速進行性糸球体腎炎	132	サルコイドーシス
7	アッシャー症候群	70	強直性脊椎炎	133	三尖弁閉鎖症
8	アトピー性脊髄炎	71	巨細胞性動脈炎	134	三頭筋素欠損症
9	アペール症候群	72	巨大齶奇形(頸部口腔頭びまん性病変)	135	CFC 症候群
10	アミロイドーシス	73	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	136	シェーグレン症候群
11	アラジール症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	137	色素性乾皮症
12	アルポート症候群	75	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	138	自己貪食空胎性ミオパチー
13	アレキサンダー病	76	筋萎縮性側索硬化症	139	自己免疫性肝炎
14	アンジェルマン症候群	77	筋型糖尿病	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	筋ジストロフィー	141	自己免疫性溶血性貧血
16	イソ吉草酸血症	79	クッシング病	142	四肢形成不全
17	一次性ネフローゼ症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	143	シトステロール血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	クリッペル・トレネー・ウェーバー症候群	144	シトリン欠損症
19	1p36 欠失症候群	82	クルーゾン症候群	145	紫斑病性腎炎
20	遺伝性自己炎症疾患	83	グルコーストランスポーター1欠損症	146	脂肪萎縮症
21	遺伝性ジストニア	84	グルタル酸血症1型	147	若年性特発性関節炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	グルタル酸血症2型	148	若年性肺気腫
23	遺伝性腭炎	86	クロウ・深瀬症候群	149	シャルコー・マリー・トウース病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	クローン病	150	重症筋無力症
25	ウィーバー症候群	88	クロンカイト・カナダ症候群	151	修正大血管転位症
26	ウィリアムズ症候群	89	痙攣重積型(二相性)急性脳症	152	ジュベール症候群関連疾患
27	ウィルソン病	90	結節性硬化症	153	シュワルツ・マンベレン症候群
28	ウエスト症候群	91	結節性多発動脈炎	154	徐波睡眠期棘性棘徐波を示すてんかん性脳症
29	ウェルナー症候群	92	血栓性血小板減少性紫斑病	155	神経細胞移動異常症
30	ウォルフラム症候群	93	限局性皮質異形成	156	髄嚢スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
31	ウルリッヒ病	94	原発性局所多汗症	157	神経線維腫症
32	HTLV-1関連脊髄症	95	原発性硬化性胆管炎	158	神経フェリチン症
33	ATR-X症候群	96	原発性高脂血症	159	神経有棘赤血球症
34	ADH分泌異常症	97	原発性側索硬化症	160	進行性核上性麻痺
35	エーラス・ダンロス症候群	98	原発性胆汁性胆管炎	161	進行性骨化性線維異形成症
36	エプスタイン症候群	99	原発性免疫不全症候群	162	進行性多巣性白質脳症
37	エプスタイン病	100	顕微鏡的大腸炎	163	進行性白質脳症
38	エマヌエル症候群	101	顕微鏡的多発血管炎	164	進行性ミオクローヌステんかん
39	遠位型ミオパチー	102	高IgD症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
40	円錐角膜	103	好酸球性消化管疾患	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
41	黄色靨帯骨化症	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	167	スタージ・ウェーバー症候群
42	黄斑ジストロフィー	105	好酸球性副鼻腔炎	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
43	大田原症候群	106	抗糸球体基底膜腎炎	169	スミス・マギニス症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	107	後縦靨帯骨化症	170	スモン
45	オスラー病	108	甲状腺ホルモン不応症	171	脆弱X症候群
46	カーニー複合	109	拘束型心筋症	172	脆弱X症候群関連疾患
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	高チロシン血症1型	173	成人スチル病
48	潰瘍性大腸炎	111	高チロシン血症2型	174	成長ホルモン分泌亢進症
49	下垂体前葉機能低下症	112	高チロシン血症3型	175	脊髄空洞症
50	家族性地中海熱	113	後天性赤芽球癆	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
51	家族性良性慢性天疱瘡	114	広範脊柱管狭窄症	177	脊髄嚢腫
52	カナバン病	115	膠様滴状角膜ジストロフィー	178	脊髄性筋萎縮症
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	116	抗リン脂質抗体症候群	179	セピアテリン還元酵素(SR)欠損症
54	歌舞伎症候群	117	コケイン症候群	180	前眼部形成異常
55	ガラクトース-1-リン酸ウリドシルトランスフェラーゼ欠損症	118	コステロ症候群	181	全身性エリテマトーデス
56	カルニチン回路異常症	119	骨形成不全症	182	全身性強皮症
57	加齢黄斑変性	120	骨髄異形成症候群	183	先天異常症候群
58	肝型糖尿病	121	骨髄線維症	184	先天性横隔膜ヘルニア
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	185	先天性核上性球麻痺
60	環状20番染色体症候群	123	5p欠失症候群	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
61	関節リウマチ	124	コフィン・シリス症候群	187	先天性魚鱗癬
62	完全大血管転位症	125	コフィン・ローリー症候群	188	先天性筋無力症候群
63	眼皮皮膚白皮症	126	混合性結合組織病	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症



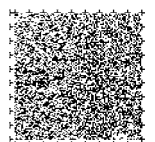
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天性三尖弁狭窄症	249	那須・ハコラ病	308	ヘパリン起因性血小板減少症
191	先天性腎性尿崩症	250	軟骨無形成症	309	ヘモクロマトーシス
192	先天性赤血球形成異常性貧血	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	310	ペリー-症候群
193	先天性僧帽弁狭窄症	252	22q11.2 欠失症候群	311	ペルーシド角膜辺縁変性症
194	先天性大脳白質形成不全症	253	乳幼児肝巨大血管腫	312	ペロキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
195	先天性肺静脈狭窄症	254	尿素サイクル異常症	313	片側巨脳症
196	先天性風疹症候群	255	ヌーナン症候群	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
197	先天性副腎低形成症	256	ネイルパテラ症候群(爪隆起骨症候群)/LMX1B 関連症	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	257	脳腫黄色腫症	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
199	先天性ミオパチー	258	脳表ヘモジゲリン沈着症	317	ポルフィリン症
200	先天性無痛無汗症	259	膿疱性乾癬	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
201	先天性葉酸吸収不全	260	嚢胞性線維症	319	マルファン症候群
202	前頭側頭葉変性症	261	パーキンソン病	320	慢性炎症性脳神経多発性ニューロパチー
203	早期ミオクローニー脳症	262	バージャー病	321	慢性血栓性肺高血圧症
204	総動脈幹遺残症	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
205	総排泄腔遺残	264	肺動脈性肺高血圧症	323	慢性肺炎
206	総排泄腔外反症	265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
207	ソトス症候群	266	肺胞低換気症候群	325	ミオクローニー欠伸てんかん
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群	326	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	268	バッド・キアリ症候群	327	ミトコンドリア病
210	大脳皮質基底核変性症	269	ハンチントン病	328	無虹彩症
211	大理石骨病	270	汎発性特発性骨増殖症	329	無脾症候群
212	ダウン症候群	271	PCDH19 関連症候群	330	無βリポタンパク血症
213	高安静脈炎	272	非ケトーシス型高グリシン血症	331	メーブルシロップ尿症
214	多系統萎縮症	273	肥厚性皮膚骨膜炎	332	メチルグルタコン酸尿症
215	タナトフォリック骨異形成症	274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	333	メチルマロン酸血症
216	多発血管炎性肉芽腫症	275	皮膚下壊死と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	334	メビウス症候群
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	276	肥大型心筋症	335	メンケス病
218	多発性軟骨性外骨腫症	277	左肺動脈右肺動脈起始症	336	網膜色素変性症
219	多発性嚢胞腎	278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	337	もやもや病
220	多脾症候群	279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	338	モット・ウィルソン症候群
221	タンジール病	280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	339	薬剤性過敏症候群
222	単心室症	281	非典型溶血性尿毒症症候群	340	ヤング・シンプソン症候群
223	弾性線維性仮性黄色腫	282	非特異性多発性小腸潰瘍症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
224	短腸症候群	283	皮膚筋炎/多発性筋炎	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
225	胆道閉鎖症	284	びまん性汎細気管支炎	343	4p 欠失症候群
226	遅発性内リンパ水腫	285	肥満低換気症候群	344	ライゾゾーム病
227	チャージ症候群	286	表皮水疱症	345	ラスムッセン脳炎
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	287	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	346	ランゲルハンス細胞組織球症
229	中毒性表皮壊死症	288	VATER 症候群	347	ランドウ・クレフナー症候群
230	腸管神経節細胞僅少症	289	ファイファー症候群	348	リジン尿性蛋白不耐症
231	TSH 分泌亢進症	290	ファロー四徴症	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
232	TNF 受容体関連周期性症候群	291	ファンコニ貧血	350	両大血管右室起始症
233	低木スファターゼ症	292	封入体筋炎	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
234	天疱瘡	293	フェニルケトン尿症	352	リンパ管筋腫症
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	294	フォンタン術後症候群	353	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
236	特発性拡張型心筋症	295	複合カルボキシラーゼ欠損症	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
237	特発性間質性肺炎	296	副甲状腺機能低下症	355	レーベル遺伝性視神経症
238	特発性基底核石灰化症	297	副腎白質ジストロフィー	356	レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
239	特発性血小板減少性紫斑病	298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
240	特発性血症(遺伝性血性素因によるものに限る。)	299	ブラウ症候群	358	レット症候群
241	特発性後天性全身性無汗症	300	ブラダー・ウィリ症候群	359	レノックス・ガストー症候群
242	特発性大腿骨頭壊死症	301	ブリオン病	360	ロスマンド・トムソン症候群
243	特発性多中心性キャッスルマン病	302	プロピオン酸血症	361	肋骨異常を伴う先天性側弯症
244	特発性門脈圧亢進症	303	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)		
245	特発性両側性感音難聴	304	閉塞性細気管支炎		
246	突発性難聴	305	β-ケトチオラーゼ欠損症		
247	ドラベ症候群	306	ベーチェット病		
248	中條・西村症候群	307	ペスレムミオパチー		



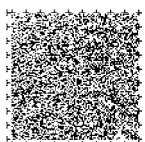
資料9 市町村虐待防止センター連絡先一覧

令和2年12月現在

市町村名	平日昼間窓口				平日夜間・休日窓口		
	平日昼間窓口	平日昼間 対応時間	連絡先TEL FAX	eメール	夜間休日窓口	夜間休日 対応時間	連絡先TEL FAX
北九州市	北九州市 障害者虐待防止センター	9:00~17:45	T:093-861-3111 F:093-861-3122	k-gyakutai @shien-c.com	北九州市 障害者虐待防止センター (電話のみ)	平日昼間時間帯 以外	T:093-861-3111 (転送対応) F:093-861-3122
福岡市	福岡市虐待通報・届出受付 専用ダイヤル(障がい者虐待 防止センター)	9:00~17:00	T:092-711-4496 F:092-738-3382	gyakutai @fc-jigyoudan.org	福岡市虐待通報・届出受付 専用ダイヤル	平日昼間時間帯 以外 (24時間365 日)	T:092-711-4496 F:092-738-3382
大牟田市	障害者虐待防止センター (大牟田市福祉課総合相談 担当)	8:30~17:15	T:0944-41-2672 F:0944-41-2662	e-fs-soudan01 @city.omuta.fukuoka.jp	大牟田市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-41-2222
久留米市	久留米市 障害者虐待防止センター	8:30~17:30	T:080-2772-7755 F:0942-30-9752	h-rights.fukushi @docomo.ne.jp	障害者虐待ホットライン	平日昼間時間帯 以外	T:080-2772-7755
直方市 宮若市 小竹町 鞍手町	直鞍地区障がい者虐待防止 センター かのん	月曜~金曜 8:30~17:00	T:0949-24-1556 F:0949-24-1552	kanon-kikan @wind.ocn.ne.jp	直鞍地区障がい者虐待防止 センター かのん	24時間365日 対応	T:0949-24-1556 F:0949-24-1552
飯塚市 嘉麻市 桂川町	飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者虐待防止センター	24時間365日 対応	T:0948-43-9977 F:0948-43-9974	gyakutai.sos @ezweb.ne.jp 飯塚市・嘉麻市・桂川町で 共同委託運営	飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者虐待防止センター	24時間365日 対応	T:0948-43-9977 F:0948-43-9974
田川市 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町	田川地区 障がい者虐待防止センター	8:30~17:15	T:0947-23-0415 F:0947-23-0425	tagawa- kikan@gaea.ocn.ne.jp	田川地区障がい者虐待防止 センター	平日昼間時間帯 以外は、緊急時 通報のみ対応	T:0947-23-0415 (夜間は携帯に転送)
柳川市	柳川市障がい者虐待防止セ ンター	8:30~17:00	T:0944-77-8514 F:0944-73-9211	40207fukushi-shou @city.yanagawa.lg.jp	柳川市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-73-8111
八女市	八女市 障害者虐待防止センター	8:30~17:15	T:0943-23-1335 T:090-2580-0294 F:0943-22-7099	gyakutaibousi @city.yame.lg.jp	八女市 障害者虐待防止センター	24時間対応	T:090-2580-0294
筑後市	福祉課 障害者支援担当	8:30~17:15	T:0942-65-7022 F:0942-53-1589	fukusi @city.chikugo.lg.jp	筑後市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0942-53-4111
大川市	大川市 障害者虐待防止センター	8:30~17:15	T:0944-85-5532 F:0944-86-8483	okwufukusi @city.okawa.lg.jp	大川市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0944-87-2101
行橋市	地域福祉課 障がい者支援 室 障がい者支援係	8:30~17:00	T:0930-25-1111 F:0930-22-7952	shougaisyashien@city.yu kuhashi.lg.jp	行橋市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0930-25-1111
豊前市	福祉課	8:30~17:00	T:0979-82-1111 F:0979-82-9222	syogai @city.buzen.lg.jp	豊前市代表	平日昼間時間帯 以外	T:0979-82-1111
中間市	中間市 障がい者虐待防止センター	8:30~17:15	T:093-246-6282 F:093-244-0579	syougaisyafukusi @city.nakama.lg.jp	中間市代表	平日昼間時間帯 以外	T:093-244-1111
小郡市	福祉課 障がい者福祉係	8:30~17:00	T:0942-72-2125 F:0942-73-2555	fukushi @city.ogori.lg.jp	小郡市代表	平日昼間時間帯 以外は、緊急時 通報のみ対応	T:0942-72-2125 (夜間は携帯に転送)
筑紫野市	生活福祉課	8:30~17:00	T:092-923-1111 F:092-923-5230	fukushi@city.chikushino. fukuoka.jp	筑紫野市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-923-1111
春日市	福祉支援課	8:30~17:00	T:092-584-1111 F:092-584-1154	fukushi@city.kasuga.fuk uoka.jp	春日市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-584-1111 F:092-584-1154
大野城市	福祉課	8:30~17:00	T:092-580-1853 F:092-573-8083	fukusi @city.onojo.fukuoka.jp	大野城市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-501-2211
宗像市	宗像市 障害者虐待防止センター	8:30~17:00	T:0940-34-2411 F:0940-34-2422 (宗像市障害者生活支 援センター内)	aaw09180 @hkg.odn.ne.jp	宗像市 障害者虐待防止センター	平日昼間時間帯 以外は、緊急時 通報のみ対応	T:0940-34-2411 (夜間は携帯に転送)
太宰府市	福祉課	8:30~17:00	T:092-921-2121 F:092-925-0294	fukushi @city.dazaifu.lg.jp	太宰府市代表	平日昼間時間帯 以外	T:092-921-2121
古賀市	古賀市 障害者虐待防止センター	8:30~17:00	T:092-944-2441 F:092-944-2442	saki @fukuoka-colony.net	障害者生活支援センター咲 (なのみの里)	平日昼間時間帯 以外	T:092-944-2441 F:092-944-2442
福津市	福津市 障がい者虐待防止センター	8:30~17:00	T:0940-42-2580 F:0940-34-3343	fukutsu.gyakutaiboushi @docomo.ne.jp	福津市 障がい者虐待防止センター	平日昼間時間帯 以外は、緊急時 通報のみ対応	T:0940-42-2580 (夜間は携帯に転送)



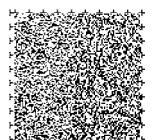
市町村名	平日昼間窓口				平日夜間・休日窓口		
	平日昼間窓口	平日昼間対応時間	連絡先TEL FAX	eメール	夜間休日窓口	夜間休日対応時間	連絡先TEL FAX
うきは市	福祉事務所 福祉係	8:30~17:15	T:0943-75-4961 F:0943-75-4963	fukushi@city.ukiha.lg.jp	うきは市代表	平日昼間時間帯以外	T:0943-75-3111
朝倉市	福祉事務所	8:30~17:15	T:0946-28-7551 F:0946-22-5199	fukushi-syougai@city.asakura.lg.jp	朝倉市代表	平日昼間時間帯以外	T:0946-22-1111
みやま市	みやま市 障害者虐待防止センター	8:30~17:00	T:0944-64-1552 F:0944-64-1519	shakaifukushi@city.miyama.lg.jp	みやま市代表	平日昼間時間帯以外	T:0944-63-6111
糸島市	福祉支援課	8:30~17:15	T:092-332-2073 F:092-321-1139	fukushishien@city.itoshima.lg.jp	糸島市代表	平日昼間時間帯以外	T:092-323-1111
那珂川市	福祉課	8:30~17:00	T:092-953-2211 F:092-953-2312	shogaifukusi@city-nakagawa.fukuoka.jp	那珂川市代表	平日昼間時間帯以外	T:092-953-2211
宇美町	健康福祉課 障がい・福祉係	8:30~17:15	T:092-934-2278 F:092-933-7512	k-syougai@town.umi.lg.jp	宇美町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-932-1111
篠栗町	福祉課 障がい者支援係	8:30~17:00	T:092-947-1356 F:092-947-5641	k-sshien@town.sasaguri.lg.jp	篠栗町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-947-1111
志免町	福祉課 福祉係	8:30~17:00	T:092-935-1038 F:092-935-2469	fukushi@town.shime.lg.jp	志免町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-935-1001 F:092-935-2051
須恵町	福祉課	8:30~17:15	T:092-932-1151 F:092-933-6626	fukushi@town.sue.lg.jp	須恵町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-932-1151
新宮町	健康福祉課	8:30~17:00	T:092-962-0239 F:092-962-0725	fukushi@town.shingu.fukuoka.jp	新宮町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-962-0231
久山町	福祉課	8:30~17:00	T:092-976-1111 F:092-976-2463	fukushi@town.hisayama.fukuoka.jp	久山町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-976-1111
粕屋町	介護福祉課 障害者福祉係	8:30~17:00	T:092-938-0229 F:092-938-9522	fukusi@town.kasuya.fukuoka.jp	粕屋町代表	平日昼間時間帯以外	T:092-938-0229 F:092-938-9522
芦屋町	福祉課 障がい者・生活支援係	8:30~17:15	T:093-223-3530 F:093-222-2010	syougai@town.ashiya.lg.jp	芦屋町代表	平日昼間時間帯以外	T:093-223-0881
水巻町	福祉課 障がい支援係	8:30~17:15	T:093-201-4321 F:093-201-4423	fukushi-shougai@town.mizumaki.lg.jp	水巻町代表	平日昼間時間帯以外	T:093-201-4321
岡垣町	福祉課 障害者支援係	8:30~17:15	T:093-282-1211 F:093-282-1299	fukushi@town.okagaki.lg.jp	岡垣町代表	平日昼間時間帯以外	T:093-282-1211
遠賀町	福祉課	8:30~17:15	T:093-293-1234 F:093-293-0806	fukushi@town.onga.lg.jp	遠賀町代表	平日昼間時間帯以外	T:093-293-1234
筑前町	福祉課	8:30~17:15	T:0946-23-8490 F:0946-24-8751	kenfuku1@town.chikuzen.fukuoka.jp	筑前町代表	平日昼間時間帯以外	T:0946-42-3111
東峰村	保健福祉課	8:30~17:15	T:0946-74-2311 F:0946-74-2722	hoken@vill.toho.fukuoka.jp	東峰村代表	平日昼間時間帯以外	T:0946-72-2311 F:0946-72-2038
大刀洗町	福祉課 障がい福祉係	8:30~17:15	T:0942-77-2266 F:0942-77-3063	shogai@town.tachiarai.fukuoka.jp	大刀洗町代表	平日昼間時間帯以外	T:0942-77-0101
大木町	福祉課	8:30~17:15	T:0944-32-1060 F:0944-32-1054	hukushi@town.ooki.lg.jp	大木町代表	平日昼間時間帯以外	T:0944-32-1013
広川町	福祉課 福祉係	8:30~17:15	T:0943-32-1113 F:0943-32-5164	fukushi@town.hirokawa.lg.jp	広川町代表	平日昼間時間帯以外	T:0943-32-1113 F:0943-32-5164
苅田町	地域福祉課	8:30~17:15	T:093-588-1234 F:093-435-0023	chiiki-fukushi@town.kanda.lg.jp	虐待防止ホットライン	平日昼間時間帯以外	T:093-588-1234
みやこ町	子育て・健康支援課	8:30~17:00	T:0930-32-2725 F:0930-32-2735	kosodate@town.miyako.lg.jp	みやこ町代表	平日昼間時間帯以外	T:0930-32-2511
吉富町	福祉保険課	8:30~17:15	T:0979-24-1123 F:0979-24-3219	fukushi@town.yoshitoni.lg.jp	吉富町代表	平日昼間時間帯以外	T:0979-24-1122
上毛町	長寿福祉課	8:30~17:15	T:0979-72-3188 F:0979-84-8021	fukushi@town.koge.lg.jp	上毛町代表	平日昼間時間帯以外	T:0979-72-3188
築上町	福祉課	8:30~17:00	T:0930-56-0300 F:0930-56-0334	fukushi@town.chikujo.lg.jp	築上町代表	平日昼間時間帯以外	T:0930-56-0300
福岡県	障がい者権利擁護センター (障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指導係)	8:30~17:15	T:080-8574-7234 T:092-643-3312 F:092-643-3304	shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp	障がい者権利擁護センター (障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指導係)	平日17:15~21:00 上記以外の時間は留守番電話・メールで対応	T:080-8574-7234



資料 10 用語解説

あ行

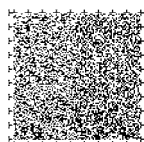
ICT(Information and Communication Technology)	情報通信技術のこと。コンピュータやデータ通信に関する技術を活用したコミュニケーション全般を指している。
アクセシビリティ	障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
安全運転相談	病気、身体障がい等を有する人の運転免許の取得、高齢者その他の人で運転免許証を有する人の運転の継続、運転免許証の返納等に関する相談。
いきいき健康ふくおか21	県民一人ひとりが地域の中でともに支えあい、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現を基本理念とした、健康増進法第8条第1項に基づく福岡県健康増進計画。
委託訓練事業	多様な訓練や教育を実施するために、企業をはじめ社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等を活用して、就労に必要な基礎的な知識や技能を付与することを目的とする事業。
一般就労	雇用契約に基づいて、企業等に就職すること又は在宅で就労すること。
一般相談支援事業所	<p>基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行う事業所のこと。</p> <p>○ 基本相談支援 地域の障がいのある人等の福祉に関するいろいろな問題について、障がいのある人や障がいのある児童の保護者、障がいのある人等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等を行うこと。</p> <p>○ 地域移行支援 障がい者支援施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>○ 地域定着支援 居宅において単身等で生活する障がいのある人について、この障がいのある人と常に連絡を取れる体制をつくり、障がいの特性によって生じた緊急の事態等において、相談その他の必要な支援を行うこと。</p>



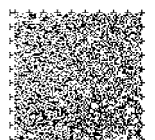
医療型短期入所	病院、診療所、介護老人保健施設において実施する短期入所事業。
医療的ケア	たんの吸引や鼻、胃ろうなどから管を通して栄養剤を注入する経管栄養などの医療的介助行為のこと。
医療的ケア児	医療的ケアが必要な障がいのある児童のこと。
インクルーシブ教育システム	障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。
運営適正化委員会	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するために、社会福祉法第 83 条に基づき県社会福祉協議会に置かれる機関。福祉サービスに関する苦情や相談を受け付け、解決に向けての助言や調査、斡旋等を行う。

か行

介護福祉士	専門的知識及び技能をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障のある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業務とする国家資格を有する専門職。
ガイドヘルパー	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出時の移動の介助に関するサービスに従事する人。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割（人材育成、広域的な調整、協議会の運営など）を基本としつつ、地域の実情に応じて実施する。
機能訓練（自立訓練）	身体障がいのある人又は難病患者等につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がいのある人の居宅を訪問して行われる、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。

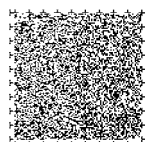


共生型サービス	「障がいのある人が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて（特に中山間地など）、限られた福祉人材の有効活用」という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスとして創設され、平成 30 年度から実施されているもの。
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人について、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと。
強度行動障がい	他害、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められるもの。
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助。
苦情解決システム	福祉サービスの利用者が、提供者と対等な関係でサービスを選択できるよう、社会福祉法で規定された利用者保護のための制度のこと。利用者からの苦情や意見を幅広く汲み上げることがサービスの改善を図るという観点から、事業者的苦情解決の責務があることを明確化し、第三者が加わった施設内での苦情処理のしくみを整備して解決を図る。施設内で対応できない事例には、県社会福祉協議会に設置した苦情処理のための公正・中立な第三者委員会（運営適正化委員会）が解決を図るという 2 段階のシステムがある。
高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がい起きた状態を指し、器質性精神障がいとして位置づけられる。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって常時介護を要する者につき、当該障がいのある人等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人等が行動する際の必要な援助。

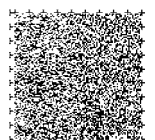


さ行

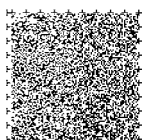
サービス等利用計画	市町村が、障がい福祉サービスの内容を決定するに当たり、個々の障がいのある人のニーズや解決すべき課題等を踏まえ、適切なサービスを提供することを目的に、利用を申請する方に対して、提出を求めるもの。この「サービス等利用計画」は、原則、相談支援事業所が、作成することとなっている。
作業療法士	身体又は精神に障がいのある人に対し、社会的適応能力又は応用的動作能力の回復を図るために、手芸、工作その他の比較的細やかな作業を通じたリハビリテーションを行わせる専門医療従事者。作業療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に対し、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス。
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。
児童福祉法	昭和 22 年に成立し、昭和 23 年 1 月 1 日から施行された法律。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならないことを、児童福祉の理念としている。
社会福祉士	専門的知識及び技能をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。
周産期医療	「周産期」とは、妊娠 22 週から出生後 7 日未満の期間をいい、この期間は、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。 周産期における医療は、緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要なことから、特に「周産期医療」と呼ばれている。
重症心身障がい	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した状態。



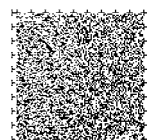
<p>重度訪問介護</p>	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。</p>
<p>就労継続支援A型</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。</p>
<p>就労継続支援B型</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。</p>
<p>障がい児入所施設</p>	<p>障がい児入所施設には、福祉型障がい児入所施設と医療型障がい児入所施設とがある。福祉型障がい児入所施設とは、入所する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設をいう。医療型障がい児入所施設とは、入所する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設をいう。</p>
<p>障害者基本法</p>	<p>昭和 45 年に制定された心身障害者対策基本法が平成 5 年に改正され成立した法律。障がいのある人に係る基本的な法律であり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。</p>



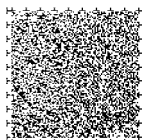
<p>障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）</p>	<p>平成 23 年に成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行された法律。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。</p>
<p>障害者権利条約</p>	<p>障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約。平成 18 年に国際連合において採択され、平成 20 年から発効している。日本においては、平成 26 年 1 月 20 日にこの条約を批准し、同年 2 月 19 日から発効している。</p>
<p>障がい者差別解消支援地域協議会</p>	<p>障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、地域において障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から、障害者差別解消法において、国や地方公共団体の機関が組織することができるものとされている機関。</p>
<p>障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）</p>	<p>平成 25 年に成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行された法律。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。</p>
<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施する。</p>
<p>障害者職業能力開発校</p>	<p>障がいのある人がその能力に適合した職業訓練を受け、就業に必要な技能を修得することにより、就職を容易にし、社会的自立を図ることを目的として設立されたもの。</p> <p>○福岡障害者職業能力開発校（国立県営） 〒808-0122 北九州市若松区蛸住(あまづみ)1728-1 電話 093-741-5431</p>



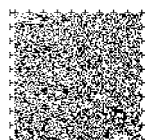
<p>障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	<p>平成 17 年に成立した障害者自立支援法が、平成 24 年に改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行された。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障がい者児の福祉に関する法律と相まって、障がい者児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。</p>
<p>障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日から施行されている法律。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としている。</p>
<p>障がいの社会モデル</p>	<p>障がいは個人にあるのではなく、社会にあるという考え方。</p>
<p>消費生活相談員</p>	<p>消費者安全法に基づき県や市町村が運営する消費生活センター等において消費生活相談に対応する相談員で、消費者法等に関する一定水準以上の知識と能力が必要とされる専門職。その資格には、「消費生活専門相談員」など複数ある。</p>
<p>情報アクセシビリティ</p>	<p>障がいのある人等が、情報通信機器、ソフトウェア及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できること。</p>



<p>自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）</p>	<p>○育成医療 現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>○更生医療 18歳以上の身体障がいのある人で、障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>○精神通院医療 統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p>
<p>心身障がい者扶養共済制度</p>	<p>将来独立して生計を維持することが困難な障がいのある人の保護者が、別途定める掛金を納入することにより、保護者が死亡または重度障がいとなった場合、残された障がいのある人に対し終身年金を支給するもの。</p>
<p>身体障がい者相談員</p>	<p>身体障害者福祉法に基づいて、身体障がいのある人の福祉の増進を図るため、身体障がいのある人の相談に応じるとともに必要な援助を行う者。（市町村により委託された民間の協力者。）</p>
<p>身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）</p>	<p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の三種の犬のこと。それぞれの仕事内容は異なるが、「身体障がいのある人の自立と社会参加を促進する」という目的は同じ。</p> <p>○盲導犬 視覚障がいのある人の安全で快適な歩行をサポートする犬。ハーネス（胴輪）をつけて、使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教える。</p> <p>○介助犬 肢体不自由のある人の日常の生活動作をサポートする犬。落としたものを拾って渡す、ドアの開閉、スイッチ操作などのほか、歩行介助、起立の補助などを行う。</p> <p>○聴導犬 聴覚障がいのある人に音を聞き分けて教え、音源へ誘導する犬。玄関のチャイム音・ファックス受信音・車のクラクションなどを教える。</p>

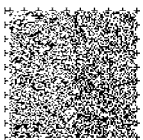


身体障害者補助犬法	平成 14 年 10 月 1 日から施行されている法律。盲導犬、介助犬、聴導犬を「身体障害者補助犬」と規定し、国、地方自治体が管理する公共施設、公共交通機関、不特定多数の者が利用する民間施設では、「同伴を拒んではならない」と義務付けている。
生活訓練（自立訓練）	知的障がい又は精神障がいを有する障がいのある人につき、障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくは障がい福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。
精神保健福祉士	精神障がいのある人の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がいのある人の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業務とした国家資格を有する専門職。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない者について、その者の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その者を法的に支援する制度。
相談支援事業所	指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所の 3 つの種類の実業所がある。それぞれの事業内容は下記のとおりである。 ○特定相談支援事業所 ・計画相談支援（サービス利用支援等） ・基本相談支援（障がいのある人等からの相談） ○一般相談支援事業所 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援） ・基本相談支援（障がいのある人等からの相談） ○障がい児相談支援事業所 ・障がい児支援利用支援 ・継続障がい児支援利用援助
ゾーン 3 0	生活道路において、区域（ゾーン）を設定して、最高速度 30km/h の区間規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の各種対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制等を図るもの。

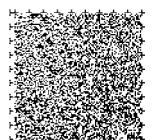


た行

第三者評価	サービス等の事業内容を外部の第三者機関が評価する制度。利用者が事業者を選ぶ判断材料を提供するとともに、事業者が評価されることでサービスの質の向上を目指す目的をもつ。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援。
地域移行	病院に入院又は施設に入所している障がいのある人が、病院や施設を出て、自ら選んだ住まいへ移ること。
地域活動支援センター	通所の障がいのある人を対象に、創作的活動または生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行う施設。
地域生活定着支援センター	高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障がい者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める機関。
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	○地域移行支援 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要や支援を行うもの。 ○地域定着支援 居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うもの。
地域包括ケアシステム	地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
知的障がい者相談員	知的障害者福祉法に基づいて、知的障がいのある人の福祉の増進を図るため、知的障がいのある人又はその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う者（市町村により委託された民間の協力者）。
通級による指導	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態。 【対象障がい種】言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者



同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時において、当該障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人等が外出する際に必要な援助を行うサービス。
特定医療	指定難病の患者に対し、指定医療機関が行う指定難病に係る医療（「難病」の項を参照）。 なお、特定医療を受けるためには、県の支給認定を受ける必要がある。
特定疾患	原因が不明であって、治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、重症度の高い疾患について、「特定疾患治療研究事業」において指定を行い、併せて特定疾患に関する医療の確立と普及を図り、併せて患者の医療費の負担軽減を図ることを目的としている疾患（「難病」の項を参照）。
特定相談支援事業所	基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業所のこと。 基本相談支援については、「一般相談支援事業所」の項を参照。 計画相談支援とは、障がいのある人等が障がい福祉サービスの利用を申請する際に、障がいのある人等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する移行その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案を作成するなどして支援すること。
特別支援学級	小学校、中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。 【対象障がい種】知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症・情緒障がい者
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。 【対象障がい種】視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱を含む。）

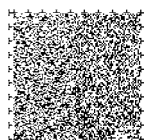


な行

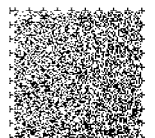
<p>難病 (指定難病)</p>	<p>発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。 また、難病のうち、患者数が国内で一定の人数に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾病であって、厚生労働大臣が指定した疾病を指定難病という。</p>
<p>農福連携</p>	<p>福祉分野と農業分野が連携する取組。障がいのある人の雇用や収入向上につながるだけでなく、農業分野の高齢化・人手不足といった課題の解決、更には地域の活性化につながることを期待されている。</p>

は行

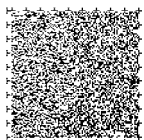
<p>発達障がい</p>	<p>発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。平成 23 年に改正された障害者基本法においては、発達障がいは精神障がいに含まれるものと明記されている。</p>
<p>発達障がい者支援センター</p>	<p>発達障がい者支援センターは、発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行う。 県では 4 か所に設置し、福岡市・北九州市の両政令市も設置している。</p>
<p>バリアフリー</p>	<p>障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>



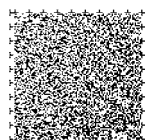
<p>バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）</p>	<p>平成 18 年 12 月 20 日に施行された法律。高齢者、障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園並びに建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がいのある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めている。</p>
<p>ひきこもり</p>	<p>様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、6 か月以上にわたって自宅にとどまり続けている状態。</p>
<p>避難行動要支援者</p>	<p>高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p>
<p>ファックス機能付き犯罪被害者専用相談電話</p>	<p>聴覚又は音声・言語機能に障がいのある人が、ファックスによって犯罪被害に関する相談を臨床心理士に行えるようにファックス受信機能付き犯罪被害者専用相談電話機を警察本部被害者支援・相談課に設置し、犯罪被害者の精神的なケアを図るもの。</p>
<p>ファックス 110 番</p>	<p>聴覚又は音声・言語機能に障がいのある人が、ファックスによって 110 番通報が行えるようにファックス受信機を警察本部通信指令課に設置し、事件や事故の早期対応を図るもの。</p>
<p>福岡県介護実習・普及センター</p>	<p>急速に進展する高齢社会において、「高齢社会は県民全体支えるもの」という理念のもと、寝たきりや介護を要する高齢者等の介護について、県民に基本的な介護知識・技術の普及・啓発を図るとともに、介護のための福祉用具の展示を行い、その相談に応じることを目的としている機関。福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）等に設置。</p>
<p>福岡県子ども療育センター新光園</p>	<p>県立の医療型障がい児入所施設で、手足や体の機能障がいのある児童に対する手術等の治療を行うほか、運動発達の遅れや、子どもの成長・発達の問題に対して、外来による治療・訓練・教育・相談などを行っている。</p> <p>○連絡先等 〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 4 丁目 2 番 1 号 電 話 092-962-2231 F A X 092-962-3113 メールアドレス： kasuyashinkouen@pref.fukuoka.lg.jp</p>



<p>ふくおか就学サポートノート</p>	<p>特別な教育的支援の必要な子どもが一貫した継続性のある支援を受けることができるよう、保護者（又は本人）が主体となって作成・保管するもの。</p> <p>保育所・幼稚園・学校において、このノートに記された情報をもとに、各段階（ライフステージ）に応じた「個別の（教育）支援計画」を作成・修正することで、一人一人に応じた支援を行うことができる。</p>
<p>福岡県障がい者権利擁護センター</p>	<p>○設置場所 福岡県福祉労働部障がい福祉サービス指導室指導係</p> <p>○連絡先等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 直通電話番号：092-643-3312 F A X 番号：092-643-3304 ・平日午後 5 時 15 分から午後 9 時まで 携帯電話番号：080-8574-7234 <p>メールアドレス（携帯）： fukuokap-nogyakutai@docomo.ne.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日午後 9 時以降及び休日は、携帯電話留守番サービス及び携帯電話電子メールにより対応 <p>○設置年月日 平成 24 年 10 月 1 日</p>
<p>福岡県障がい者リハビリテーションセンター</p>	<p>県立の施設であり、自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び施設入所支援を実施する。平成 18 年に高次脳機能障がい支援拠点機関に指定され、高次脳機能障がいに係る専門相談窓口を設置している。</p> <p>○連絡先等</p> <p>〒811-3113 古賀市千鳥 3-1-1 電 話 092-944-1041 F A X 092-944-0051</p> <p>○高次脳機能障がい専門相談ホットライン 電 話 092-944-2011 受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除く平日 ※受付時間以外は、留守番電話で対応</p>



福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（福岡県障がい者差別解消条例）	障害者差別解消法の実効性を確保するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めたもの。平成 29 年 3 月に制定され、同年 10 月 1 日に全面施行。
福岡県福祉のまちづくり協議会	高齢者や障がいのある人をはじめすべての人々が、自立し、社会参加できるような安全で快適な福祉のまちを創り出すため、県、市町村、事業者及び県民が連携して、福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的とした協議会。
福岡県福祉のまちづくり条例	平成 10 年 4 月 1 日に施行された条例。高齢者、障がいのある人等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的としている。
ふくおか・まごころ駐車場	商業施設や公共施設が県と協定を結んだ施設の駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」と位置づけ、障がいのある人や高齢者、妊産婦など利用証の交付を受けた人が利用できる制度。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービス。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体において、一定の割合以上、障がいのある人を雇用しなければならないと定められた雇用率。一般の民間企業は 2.3%、国や地方公共団体は 2.6%、都道府県などの教育委員会は 2.5%とされている。（R3.4.1 現在）



補装具	障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。（義肢、装具、車いすなど）
ホームヘルパー	障がい児（者）等の家庭に訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関するサービスに従事する人。

ま行

まごころ製品	障がいのある人がつくるパン、お菓子、ジャムなどの食品をはじめ、縫製品、木工品などの製品や、除草、印刷、クリーニングなどの役務やサービスのこと。
--------	---

や行

ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別、国籍等の違いにかかわらず、すべての人が利用しやすいまちづくり、仕組みづくりなどを行おうとする考え方。
要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
要約筆記	聴覚障がいのある人、とりわけ中途失聴者や難聴者等に対し、発言者の話の内容を手書きやパソコン等を活用して分かりやすく文字化し、伝達するコミュニケーション手段。

ら行

理学療法士	身体に障がいのある人に対し、基本的な動作能力の回復を図るために、体操を行わせたり、電気的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。理学療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要がある。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある児童を医学的な管理の下で育成していくこと。障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援が行われる。

